

倉吉市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 委託内容

倉吉市上水道給水区域内の水道料金等の収納及び量水器の検針業務
倉吉市下水道使用料に係る量水器の検針業務

2 委託する期間

栗尾地区内の水道料金等の収納及び量水器検針業務
令和3年4月1日から令和3年12月31日まで
その他の業務
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所・氏名及び対象区域

上水道給水区域内の水道料金等収納業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市栗尾 172 番地	山本 修久	栗尾

上水道給水区域内の量水器検針業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市栗尾 194 番地	向井 大介	栗尾

倉吉市下水道使用料に係る量水器の検針業務

住 所	氏 名	委託対象区域
倉吉市耳	竺原 勘六	耳